

鶴岡市人工芝グラウンド

整備設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 鶴岡市人工芝グラウンド整備設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 鶴岡市人工芝グラウンド

(2) 敷地の場所 鶴岡市高坂地内（旧鶴岡病院跡地）

(3) 施設用途 全天候型舗装（人工芝表層材）グラウンドを主たる用途とした運動施設。

※本業務とは別途発注予定の「鶴岡市人工芝グラウンド管理棟等新築設計業務委託」にて設計する建築物は以下のとおり。

- ・管理棟：（事務所） 種別：第八号（第1類） 1棟
- ・公衆便所 1棟
- ・東屋 1棟

※種別は平成21年国土交通省告示第15号 別添二による。

3. 履行期間 契約日の翌日から 令和8年3月10（火）まで

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 約29,763.16㎡（設計対象面積）

b. 用途地域及び地区の指定

①用途地域・・・無指定 容積率 200% 建ぺい率 70%

②防火地域・・・22条地域

③宅地造成等工事規制区域内、特定盛土等規制区域外

(2) 業務概要、施設の条件、設計対象

（概要）

鶴岡市人工芝グラウンド整備基本計画並びに同基本設計図書に基づき、工事発注に必要な実施設計図書の作成を行う。

施設整備にあたっては、関係法令等に準拠の上、別途発注予定の「鶴岡市人工芝グラウンド管理棟等新築設計業務委託」にて計画する管理棟、公衆便所、東屋の建築物（以下、管理棟等という。）との一体的な整備とし、管理棟等に必要な電気、給排水、衛生、外構排水等のインフラストラクチャーを建物最寄りまで引き込む等の整備も本業務にて計画する。

また、設計条件の整理とあわせて、施設整備に必要な各種法令の審査、届け出等に要する図書の作成、施設設備等について、安全性、機能性、耐久性、施工性、デザイン性、環境配慮性、維持管理性などの面から事業コスト、ランニングコストとの比較検討を行ない、実施設計図書を作成する。

(条件、設計対象)

- ・鶴岡市人工芝グラウンド整備基本計画並びに同基本設計図に基づく、人工芝サッカーコート（メイン、サブ）、競技用照明設備、キッズゾーン遊具、3o3 バasketコート、ウォーキングコース、敷地西側周囲散策路、駐車場、構内灯（通路、駐車場）、受変電設備、構内各種電気設備・機械設備の配線・配管、雨水排水構造物、施設看板、その他工作物等の整備にかかる実施設計業務。（基本設計図を補完する、基本設計業務を含む）。
※なお、管理棟、公衆便所、東屋（以下、管理棟等）の建築設計業務は別途とする。
敷地北側の防火貯水槽の整備、構内出入口（3箇所）の整備は別途とし、市道拡幅にかかる計画図は本業務受注者に提供する。

a. 各施設の規模、仕様等

1) 基本計画書-4. 基本仕様及び基本設計図に記載の他、以下の仕様を基本とする。

- ・人工芝グラウンド（メインコート） 舗装：全天候型（公認ピッチ規格）
 ロングパイル、透水型
 少年用コート2面を含む
 施設水準：種別C
 照明：照明基準Ⅱ 4灯または6灯
- ・ウォーキングコース 舗装：ポリウレタン系または合成ゴムチップウレタン
- ・防球ネット：コンクリート柱+グリーンネット
- ・人工芝グラウンド（サブコート） 舗装：全天候型（フットサル2面相当）
 ロングパイル、透水型
 防球フェンス：鋼製（溶融亜鉛メッキ塗装仕上げ）
- ・観覧スペース：既存傾斜地を利用したコンクリート階段を整備
- ・管理棟等：別途とする。仕様は基本計画書、基本設計図を参照
- ・多目的ゾーン（キッズ・若者向け） 舗装：人工芝系
- ・3 on 3 バasketコート 舗装：ポリウレタン系またはゴムチップウレタン、
 塗布式カラー
- ・防球フェンス：鋼製（溶融亜鉛メッキ塗装仕上げ等の高耐久品及び積雪タイプ）
- ・駐車場：密粒度アスファルト舗装（13F）、表層 50mm 路盤 150mm
- ・散策スペース：西側の敷地境界沿いに鋼製フェンス（獣対策）と散策路の整備（草刈などの維持管理通路として利用。クレー仕上げを想定）
- ・排水構造物 排水計画を立案の上、横断側溝、縦断側溝、防音側溝とする。
 ※断面は雨量計算によって決定し、耐荷重は 25 t を標準とする。
- ・上記の仕様決定における重点項目：
 - 積雪地（寒冷地）における実績
 - 人工芝のマイクロプラスチック流出対策
 - 維持管理性（ランニングコスト）
 - 耐久性、耐摩耗性
 - 事業予算への適合
 - 利用者の安全・安心と利便性
 - 周辺住民、自然環境への配慮

2) 施設構成（基本計画書、基本設計図図書による）

b. 耐震安全性の分類（本業務において計画する工作物、各種設備に準用）

「総合耐震計画基準」（平成 8 年 10 月 24 日付け建設省営計発第 100 号）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|-----|
| 1) 構造体 | Ⅱ 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A 類 |
| 3) 建築設備 | 乙 類 |

c. 設備の概要

※人工芝グラウンドの施設整備にあたり、管理棟等の実施設計と調整の上、本業務で計画する設備は以下の通り。

- 1) ■受変電設備 ■幹線設備 ■外灯設備（競技用、駐車場、構内通路）設備
 ■給水設備 ■排水設備 ■構内雨水排水設備、排水構造物 ■屋外消火栓設備
 ■避雷設備

2) 別途、管理棟等の設計にかかる設備概要：（参考）

電気設備

- ☐受変電設備 ☐幹線設備 ■電灯コンセント設備 ■動力設備
 ■電話設備 ☐インターホン設備 ■放送設備 ■テレビ共聴設備
☐火災報知設備 ☐ガス漏れ警報設備 ■監視カメラ設備 ☐避雷設備
 ■機械警備設備 ■外灯設備 ☐昇降機設備 ☐情報表示設備
☐融雪設備 ☐自家発電設備 ☐太陽光発電設備 ☐自動通報設備

機械設備

- 給水設備 ■給湯設備 ■排水設備 ■衛生設備 ☐ガス設備
☐消火設備 ☐空気調和設備 ■換気設備 ☐自動制御設備
 ■暖房設備 ■冷房設備 ☐排煙設備 ☐融雪設備 ☐防災、雨水貯留槽

(3) 建設の条件

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| a. 建設予定工期 | 令和 8 年第 2 四半期～令和 9 年第 2 四半期 |
| b. 工事内容 | 4. 設計と条件のとおり |

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「鶴岡市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 仕様書の適用

仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

配置技術者として、所属する企業と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関がある者の中から、次に掲げる有資格者を配置すること。

共同企業体にあつては代表企業から管理技術者及び照査技術者を選任し、代表企業以外の構成員から主任技術者を選任すること。

【管理技術者】下記の①～③のいずれかの資格要件を満たす者

■①技術士（以下の1～6の内、1つ）

- | | | |
|--------------|---|--------------------|
| 1 [建設部門] | - | 都市及び地方計画 |
| 2 [建設部門] | - | 施工計画、施工設備及び積算 |
| 3 [建設部門] | - | 建設環境 |
| 4 [総合技術監理部門] | - | 建設 - 都市及び地方計画 |
| 5 [総合技術監理部門] | - | 建設 - 施工計画、施工設備及び積算 |
| 6 [総合技術監理部門] | - | 建設 - 建設環境 |

■②R C C M [都市計画及び地方計画]または [造園]

■③建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

【照査技術者】上記の①または②の資格要件を満たす者

※管理技術者と照査技術者の兼務及び再委任（下請け）は認めない。

【主任技術者】上記の①～③のいずれかの資格要件を満たす者

※単独企業による参加の場合は配置不要とする。

3. プロポーザル方式により受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

基本設計業務は「5. 業務の実施」に記載のとおり、提示された設計と条件及び適用基準等によって行うものとし、基本計画書、基本設計図を基に業務を実施する。

(基本設計標準業務においても同様とする)

特記なき事項については、「ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン(一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会)」に準拠。成果物については「7. 設計業務の成果物」に記載のとおり。

【基本設計の標準業務内容】

(1) 与条件の細部検討	■与条件や基本計画の把握と整理
	■各種設計条件の整理と確認
	■各種設計基準の抽出と適用の確認
	■現地詳細調査（設計対象地とその周囲） （敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など）
(2) 諸施設の検討及び設定	■基本計画内容の整合性確認
	□敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
	□空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
	■造成基本方針の検討と設定
	□植栽基本方針の検討と設定
	□供給処理設備基本方針の検討と設定
	■整備水準・目標工事費の検討と設定
	■維持管理基本方針の検討と設定
(3) 基本設計図の作成	□実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
	□造成平面計画図の作成
	□施設計画平面図の作成
	□植栽計画平面図の作成
	□供給処理設備計画平面図の作成 縮尺：
	□主要断面図の作成 縮尺：
	□主要施設の構造イメージ図の作成（縮尺： ）
(4) 概算工事費の算出	■社会標準単価に基づいた概算工事費の算出（令和7年10月24日まで提出）
(5) 基本設計説明書の作成	□上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(6) 照査	■基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
	■設計手法や設計手法の妥当性の照査
	■成果品の内容の適正照査
(7) 打ち合わせ	■業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打ち合わせ
(8) 鳥観図又は透視図の作成	■決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥観図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成。 仕上げ図のサイズ等は仕様書による

【実施設計の標準業務内容】

(1) 与条件の確認及び調査	■与条件や基本設計の把握と整理
	■適用設計条件や設計基準の確認
	■関連機関との調整内容の確認
	■現地細部確認調査（設計対象地中心） （敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など）
(2) 実施設計の検討	■基本設計内容の整合性確認
	■意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
	■安全性・機能性に関する検討と設定
	■施工性・市場性に関する検討と設定
	■維持管理性に関する検討と設定
	■既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
	■目標工事費との調整
(3) 実施設計図の作成	■実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
	■割付平面図の作成 ■造成平面図の作成
	■施設平面図の作成 □植栽平面図の作成
	□供給処理設備平面図の作成 □撤去平面図の作成 縮尺： 拡大平面図、各種系統別平面図を作成
	■造成断面図の作成 縮尺：1/50～1/200 園路縦断面図、排水縦断面図を作成
	■各種施設の構造図の作成（縮尺：1/10～1/50） 図面特記事項を付記
(4) 数量計算	■図面及び仕様書に基づく施工数量や材料の計算
	■実施設計の検討に伴う応力や容量（各種設備等、流量計算等含む）の計算
(5) 工事費の算出	■公共建設工事歩掛、機関誌（物価調査会等）、専門業者からの見積もり 徴収による単価に基づいた工事費の算出

(6)実施設計説明書の作成	■上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
(7)照査	■基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
	■設計手法や設計手法の妥当性の照査
	■成果品の内容の適正照査
(8)打ち合わせ	■業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打ち合わせ

(2) 打ち合わせ等

■打ち合わせ： 着手時 1 回、中間時 9 回、成果品納入時 1 回

■鳥瞰図（A3 サイズ：1 カット／カラー）

(3) 標準外業務（追加業務）

■協議対象関係機関等

利用団体・協議会、庄内総合支庁建設総務課、市上下水道部、市土木課、
消防本部、東北電力との協議、設計資料作成及び会議への出席（各 1 回の合計 6 回）

■確認申請書（工事届、概要書、その他）の作成 ※照明塔（H20m 超）を想定

☐ 同上申請手続き

☐ 構造計算適合性判定の申請手続き業務

■景観区域内における行為の届出書の作成

☐ 同上申請手続き業務

（標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成）

☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成

☐ 同上申請手続き

☐ 省エネルギー届出関係計算書の作成

☐ 同上申請手続き

☐ 建築物総合環境性能評価システムによる評価

☐ 鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱届出書作成

☐ 同上申請手続き業務

☐ 建設副産物の発生抑制・再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）・建設リサイクル法による届出書の作成

☐ 同上申請手続き業務

☐ 「バリアフリー新法」「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」申請業務

☐ 「鶴岡市福祉環境整備要綱」に関する申請書等作成

☐ 同上申請手続き業務

■積算根拠とした資料の提出（刊行物：建設物価・積算資料・コスト情報・
施工単価、見積書等）

■概略工事工程表の検討・作成

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 調査・打合せ及び記録

- ① 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と市調査職員（以下、調査職員）は常に密接な連絡とり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 打合せは次の時期に行う。
 - a. 業務着手時、中間時、成果品納入時
 - b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - c. その他

③ 敷地調査

受注者は、設計着手前に敷地調査を行うこと。

なお、敷地内に設計上支障となる障害物や環境保全上考慮すべき事項等を発見したときは、調査職員とその処置について打合せを行う。

④ 他業務との調整

受注者は、当該業務に関連する別途工事又は別途業務がある場合は、調整を図り円滑に業務を進めなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- a. 業務工程
 - ・ 各業務の開始、完了時期
 - ・ 作成する各種資料、設計図書の種類・数量、提出時期
 - ・ 発注者との協議時期、内容
- b. 管理技術者、照査技術者、主任技術者
 - ・ 資格要件を指定された場合は、その資格を証する書類を添付
- c. 業務実施体制
 - ・ 各担当の分担業務（具体的に記載のこと）
 - ・ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- d. 品質確保の方策
 - ・ 本業務に適用する基準
 - ・ 本業務に使用する電算プログラム
 - ・ 設計図書の品質管理体制、チェックリスト（具体的に記載のこと）
- e. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(4) 資料の貸与

- a. 特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）は以下の資料とする。
 - ・ 適用基準等のうち、【貸与】と記載されているもの
 - ・ 地質調査報告書
 - ・
- b. 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。
- c. 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- d. 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(5) 修 補

- a. 受注者は、発注者から修補を求められた場合には、速やかに修補しなければならない。
- b. 市検査職員（以下、検査職員）は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- c. 検査職員が修補の指示をした場合には、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- d. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、建築設計業務委託契約約款第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(6) 契約内容の変更

- a. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。
 - ① 業務委託料の変更を行う場合
 - ② 履行期間の変更を行う場合
 - ③ 調査職員と受注者が協議し設計業務施行上必要があると認められる場合
 - ④ 建築設計業務委託契約約款第 31 条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様の変更を行う場合
- b. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - ① (5)の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - ② 設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ③ その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

(7) 履行期間の変更

- a. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

(8) 発注者の賠償責任

- a. 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

- ① 建築設計業務委託契約約款第 29 条に定める一般的損害、建築設計業務委託契約約款第 30 条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- ② 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(9) 受注者の賠償責任

- a. 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

- ① 建築設計業務委託契約約款第 29 条に定める一般的損害、建築設計業務委託契約約款第 30 条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- ② 建築設計業務委託契約約款 第 41 条に定める瑕疵責任に係る損害が生じた場合

(10) 部分使用

- a. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、建築設計業務委託契約約款第 34 条の規定に基づき受注者に対して成果物の一部使用を請求することができるものとする。

- ① 別途設計業務の用に供する必要がある場合
- ② その他特に必要と認められた場合

- b. 受注者は、成果物の一部の使用に同意した場合には、成果物の一部の使用同意書を発注者に提出するものとする。

(11) 特許権の使用

受注者は、建築設計業務委託契約約款第 14 条の規定に基づき、発注者に特許権の使用に関する費用負担を求める場合、権利を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

6. 適用基準（最新の基準を適用）

特記なき場合は、国土交通(建設)大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。その他、適用する基準は受注者の提案を受け、市が承諾したものとする。また「建築」とあるものは本業務における施設整備全般に適用する。

a. 共 通

- ☐ 官庁施設の基本的性能基準
- ☐ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ☐ 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- ☐ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 環境配慮型官庁施設設計指針
- ☐ 官庁施設の環境配慮診断・改修計画指針
- 省エネルギー建築設計指針
- ☐ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）
- ☐ 建築設計業務等電子納品要領（案）
- ☐ 建築C A D図面作成要領（案）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準歩掛り
- ☐ 中学校施設整備指針（平成15年8月文部科学省大臣官房文教施設部）

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- ☐ 建築改修設計基準
- 建築構造設計基準
- 鉄骨設計標準図
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準
- ☐ 木造建築工事標準仕様書
- ☐ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- 屋外体育施設の建設指針（公財）日本体育施設協会

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準

- 建築設備工事設計図書作成基準（案）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 排水再利用・雨水利用システム設計基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 建築設備設計計算書作成の手引き

e. 設備積算

- 公共建築数量積算基準・同解説（建築積算研究会）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

f. グラウンド、外構整備

- 都市公園技術標準（国土交通省）
- 都市公園技術標準解説書（（一社）日本公園緑地協会）
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
（（一社）日本公園緑地協会）
- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（（一社）日本公園施設業協会）

7. 設計業務の成果物

- a. 受注者は設計業務が完了したときは、設計仕様書に示す成果物を業務完了届けとともに提出し、検査を受けるものとする。
- b. 各計算書類は二つ折り製本とし表紙、背表紙に委託名を印刷する。説明書はA3判左綴じ製本とし委託名を印刷とする。積算数量算出書、同調書、工事費算出書、同比較表はA4判ファイルに綴りタイトルをつけて提出のこと。
- c. 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ~~d. (社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者、構造設計一級建築士による成果物の照査を行うこと。(再委託者による照査も認める)~~

成果物内容

【基本設計、実施設計、図面作成】

- (1) 数量総括表
 - (2) 数量計算書
 - (3) 数量算出根拠図
 - (4) 作業土工集計表
 - (5) 構造計算書
 - (6) 設備関係容量計算書
 - (7) 実施設計図
 - 平面図、断面図（縦横断）、給排水設備図、電気設備図、各種系統図、各種舗装・仕上断面図、工作物詳細図、確認申請図書（照明塔 H20.0m 超）
 - (8) 給水系統図及び容量計算書
 - （関連機関との協議用資料として用いることができるもの）
 - (9) 排水系統図及び流量計算書
 - （関連機関との協議用資料として用いることができるもの）
 - (10) 電気系統図及び容量計算書
 - （関連機関との協議用資料として用いることができるもの）
 - (11) 造成計画図
 - （関係者説明用資料として用いることができるもの。移動等円滑化経路の設定も含む）
 - (12) 運土計画図
 - (13) 工法比較検討資料（法面工・擁壁工・カルバート工など）
 - (14) 工事費算出書（基本設計における概算工事費算出書を含む）
 - (15) 特殊な資材・工法等に関するカタログ等の説明資料、技術資料
 - (16) 工事費算定資料（見積り集計表等）
 - (17) 公園バリアフリー基準適合チェックシート
 - (18) 遊具選定チェックシート
 - (19) 照査結果関係書類
 - (20) 実施設計説明書、ランニングコスト（ラフサイクルコスト）検討書
 - (21) 鳥観図（A3 版カラー 1 カット）
 - (22) 概略工事工程表
 - (23) 確認申請書（工事届、概要書、その他関係書類）
 - (24) 景観区域内における行為の届出書
 - (25) 打ち合わせ記録簿
 - (26) その他 調査職員が必要と認めるもの
- A4、または A3 版ファイリングの上、2 部提出。PDF、CAD データ、各種データ共。